

# エコリーフ環境ラベルプログラム

## 倫理・機密事項取扱規程

文書管理番号：JR-13-02

一般社団法人サステナブル経営推進機構

### 変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
02	2019年10月1日	-	運営者およびプログラム名変更。
01	平成29年4月28日	-	制定。エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合により、新規作成。

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「機構」という。）が運営管理するエコリーフ環境ラベルプログラム（以下、「本プログラム」という。）において、運営および業務が一部の利害に偏ることなく公正かつ公平に遂行されることを目的として、倫理規範を定める。

② また、事業者の製品等の製造・販売等に係わる機密事項に触れる立場にある、製品カテゴリールール（以下、「PCR」という。）原案作成ワーキンググループメンバー、登録レビューア、システム認証審査員、レビューパネル委員及び機構（以下、「関係者」という。）が遵守すべき機密事項の取扱規定について定めるものである。

(倫理規範)

第2条 本プログラムにおける倫理規範を次のとおり定める。

1. 関係者は、本プログラムの目的にのっとり、誠意をもって業務を円滑に推進することを心掛ける。
2. 関係者は、本プログラムの遂行を通していかなる不正行為も許されず、倫理的かつ社会常識的に行動しなければならない。
3. 関係者は、利害関係者から勧誘、贈り物等によるいかなる利益や便宜を受けてはならない。
4. 関係者は、利害関係者に対していかなる利益や便宜の供与を示唆してはならない。
5. 関係者は、その目的と役割を認識し、常に本プログラムの公平性および透明性の維持に努めなければならない。
6. 関係者は、業務を通じて得た秘密を要する情報を漏洩してはならない。なお、その期間は無期限とする。

(守秘義務契約)

第3条 機構は、関係者が守秘義務契約を結ぶことを確実にしなければならない。

(機密事項の取扱い)

第4条 関係者が相手先企業等に立ち入る際には、相手先の社内規程を遵守し、安全などの点で問題を起こさないように留意しなければならない。